

# 学校跡利用の基本的な考え方

平成24年3月

小樽市

## 1 目的

「学校跡利用の基本的な考え方」は、小樽市教育委員会（以下「市教委」という。）が平成21年11月に定めた「小樽市立小中学校 学校規模・学校配置 適正化基本計画」（以下「適正化基本計画」という。）に基づき、平成22年度から平成36年度までの15年間で予定している市内小中学校の再編に伴い発生する学校跡地（敷地のほか学校施設も含む。以下同じ。）を本市のまちづくりにとって有効な利活用を図ることを目的とします。

## 2 背景

本市では、昭和35年の国勢調査をピークに人口が減少しています。平成22年の国勢調査では、前回より10,233人が減少し、このうち14歳以下の年少人口は、1,977人の減少となり、全国・全道に比べても少子化が進んでおり、このことによる児童生徒数及び学級数の減少により、多くの小中学校が小規模校となっています。

また、昭和50年代以前に建築された校舎・屋内運動場が多いことから、学校施設の老朽化が進んでいます。

これらのことに的確に対応するため、市教委では「適正化基本計画」に基づき、市内小中学校の再編を進めており、小樽市（以下「市」という。）にとりその過程で発生する学校跡地を有効に利活用することが必要です。

## 3 基本的な考え方

地域住民にとって小学校や中学校は、長年慣れ親しんだ地域のシンボリックな存在であり、愛着のある場所です。本市にとって学校再編に伴い発生する学校跡地は、相当程度の広い面積を有する貴重な財産であることから、その有効な利活用が求められています。

また、校舎やグラウンドなどの学校施設は、「小樽市地域防災計画」において避難所として位置付けられるとともに、選挙時の投票所、地域コミュニティの場であるほか、学校開放事業などを通じて多くの市民にも利用されてい

ます。

こうしたことから、学校跡地の利活用については、

- (1) 従来の利用に配慮しつつ、代替施設の有無や建物の耐震化改修経費、維持管理経費などの財政負担について十分検討した上で、公共施設としての利活用の可否を検討する。
- (2) 将来的に公共的な需要が見込まれない場合で、民間等による利活用が地域の発展や本市のまちづくりに寄与すると考えられる場合においては、売却や貸付けなどを検討する。

を基本とします。

なお、「適正化基本計画」において、学校跡地に関しては『統合により廃止となる学校の建物や土地の利用については、市民の共有財産として、全市的なまちづくりの視点で、地域の皆さんの意見や要望を聞きながら検討します。』と示されています。

このため、市や地元関係者などからなる懇談会を地域ごとに開催し、市や民間のいずれかが利活用する場合においても、地域の要望や意見を聞くこととし、地域の特性や課題を考慮しながら、市全体の発展や市民全体の利益につながるよう学校跡地の利活用について検討します。